

保護者各位

狭山市長 小谷野 剛  
(公印省略)

新型コロナウイルス緊急事態宣言期間中における  
保育所等への登園自粛について (お願い)

日頃より市の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

これまで、保育所等においては、新型コロナウイルス感染症対策として様々な対応をとり施設を運営するとともに、家庭での保育の協力をお願いしてまいりました。

7月30日に発出された国の緊急事態宣言では、埼玉県民に対しても不要不急の外出等を自粛するよう法律に基づいて要請が出されておりますが、市内では新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、園児や施設職員に陽性者が確認されたことにより、臨時休園となるなど、多くの保育所利用者に多大な影響が出ております。

つきましては、感染拡大防止を図るため、保育所等の利用にあたっては、下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象施設 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所

2. 登園自粛をお願いする期間

令和3年8月16日(月)から令和3年8月31日(火)まで

※緊急事態宣言の期間延長等により、変更する場合があります。

3. 保育料の減額について

登園自粛期間の保育料については、日割り計算を行います。

一旦通常通り保育料をお支払いいただきますが、登園しなかった日数に応じて差額を返金いたします。

【お問合せ】

狭山市役所保育幼稚園課利用者支援担当  
電話 04-2953-1111 (内線 1532・1533)